

○申請に必要なもの

児童の父、母、同一敷地内に住む65歳未満の祖父母それぞれの方について、お子さんの保育が困難な理由を証明する書類をご提出ください。詳しくは、町ホームページで確認できます。

○入所の選考について

保護者の就労状況等や世帯の状況を総合的に判断し、保育の必要性の高いお子さんから入所を決定します。入所が必要と認められる場合でも、保育園の定員等の事情や健康診断の結果によっては、第1希望の保育園に入園できない場合があります。

優先度	保護者の状況(就労の場合)	就労日数・時間	世帯の状況
高い	育児休業明けの常勤就労	多い・長い	両親がいない世帯 ・災害復旧
↑	◆ 常勤(フルタイム)就労		◆ ひとり親世帯
	◆ パートタイム就労	◆	◆ 父母と児童のみの世帯
↓	◆ 就労内定	少ない・短い	◆ 同居または近隣に保育 できる親族がいる世帯
低い	◆ 就労未定(求職活動中)	※就労時間が月64時間未満の 場合は1号認定となります。	

● 問い合わせ窓口 ● 子ども安心課 ☎ 247-1344 (直通)

